

第5回教育研究評議会議事要録

1 日 時 令和5年9月13日（水）13時33分～15時05分

2 場 所 F会議室（総合学生支援棟3階）

3 出席者 佐古議長，梅津評議員，美馬評議員，田中評議員，高橋評議員，
速水評議員，原評議員，小澤評議員，秋田評議員，武田評議員，
内藤評議員，小坂評議員，吉井評議員，原田評議員，福井評議員，

欠席者 速水評議員，小澤評議員

陪席者 近藤監事，井関監事

4 審議事項

（1）テニユア付与の可否及び職位の決定について

【資料1-1～1-4】（うち，回収資料1-2，1-4）

梅津評議員から，資料1-1～1-4に基づき，人事委員会でのテニユアトラック教員のテニユア付与及び職位の審査結果について説明があり，審議の結果，原案のとおり，下記の教員に令和6年4月1日付けでテニユア付与をすることについて，これを承認した。

- ・日下 智志 講師
- ・眞野 豊 准教授

（2）教員の選考開始について

①臨床心理学担当准教授の教授昇任について【資料2-1】

武田評議員から，資料2-1に基づき，臨床心理学担当准教授を学長戦略により，令和6年4月1日付けで教授に昇任することの申出について説明があり，審議の結果，原案のとおり，教員の選考を開始することについて，これを承認した。

②社会科教育学担当准教授の教授昇任について【資料2-2】

内藤評議員から，資料2-2に基づき，社会科教育学担当准教授を学長戦略により，令和6年4月1日付けで教授に昇任することの申出について説明があり，審議の結果，原案のとおり，教員の選考を開始することについて，これを承認した。

③地学担当講師の准教授昇任について【資料2-3】

内藤評議員から，資料2-3に基づき，地学担当講師を学長戦略により，令和6年4月1日付けで准教授に昇任することの申出について説明があり，審議の結果，原案のとおり，教員の選考を開始することについて，これを承認した。

(3) クロスアポイントメント制度導入に伴う関係規則等の制定及び一部改正について

【資料3】

高橋評議員から、資料3に基づき、優秀な専門人材の活躍を推進し、組織の壁を超えた人的交流を深化させることを目的としたクロスアポイントメント制度を導入するため、関係規則等の制定及び所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおりこれを承認した。

制定・改正する規則等は、次のとおり

- ・国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（一部改正）
- ・国立大学法人鳴門教育大学クロスアポイント制度に関する規程（制定）
- ・クロスアポイント制度に関する取扱要項（制定）

また、本制度の導入後の運用等について、次のとおり説明があった。

- ・クロスアポイントメント制度の対象と本学の教員等は、就業規則第2条第2項に規定する、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに研究員である。
- ・クロスアポイントメントの相手となる他機関とは、国立大学法人、大学等共同機関、独立行政法人、地方独立行政法人又は、その他学長が認める機関である。国の機関、国家公務員は職務に専念する義務があることから、基本的にはクロスアポイントメントができない。ただし、国、国家公務員とは官民交流型の別の制度で行うことは可能である。
- ・本学の教員等又は他機関からの職員にクロスアポイントメント制度を適用しようとする専攻長・センター所長（以下「専攻長等」という。）は、事前に学長に申し出て、承認を受けなければならないと規定している。これは、クロスアポイントメント制度を適用することにより、対象者は一定のエフォートを割くことから、専攻やセンターの運営上、一定の対応が必要になるためであり、本人の希望に基づくものに対して、専攻長等の間で、クロスアポイントを行うかどうかということを判断した上で、専攻長等から学長に申入れる制度としたい。
- ・クロスアポイントメントを適用しようとする各教員は、専攻長等に相談した上で、相手先と話を進めていただきたい。
- ・クロスアポイントメント制度の利用にかかるフローチャートについて、改めて人事委員会において検討した上、関係各位に示したい。

(4) 高知県立大学との連携協定締結について

【資料4、参考資料1】

田中評議員から、資料4及び参考資料1に基づき、高知県立大学との連携協定締結について説明があり、審議の結果、原案のとおり、連携協定締結にむけて協議を進めていくことについて、これを承認した。

なお、今後、字句等の修正等が必要となった場合は、学長に一任することとした。

(5) 追手門学院大学との連携協定締結について

【資料5，参考資料2】

田中評議員から、資料5及び参考資料2に基づき、追手門学院大学との連携協定締結について説明があり、審議の結果、原案のとおり、連携協定締結にむけて協議を進めていくことについて、これを承認した。

なお、今後、字句等の修正等が必要となった場合は、学長に一任することとした。

(6) その他

特になし

5 報告事項

(1) 動画研修コンテンツの作成について

【資料6，参考資料3】

美馬評議員から、資料6及び参考資料3に基づき、文部科学省「「新たな教師の学び」に対応したオンライン研修コンテンツ開発事業」について、本学が申請し、採択された12本のコンテンツの概要等について報告があった。

また、今後、研修コンテンツ拡充のため、コンテンツの作成・提供依頼があった際は、協力願いたい旨の依頼があった。

(2) 教員選考委員会の設置について

【資料7】

梅津評議員から、資料7に基づき、第4回教育研究評議会で選考の開始が承認された教員人事について、以下の教員選考委員会の委員を選出した旨報告があった。

・数学教育学担当教員選考委員会

(3) サバティカル研修の期間変更について

【資料8】

梅津評議員から、資料8に基づき、第1回教育研究評議会で報告があった令和6年度実施予定のサバティカル研修について、以下のとおり期間の変更について報告があった。

対象 石坂広樹 教授（グローバル教育コース）

変更前 令和6年4月1日～令和6年9月15日

変更後 令和6年4月1日～令和6年9月29日

(4) 令和4年度の自己評価点検シート（別紙含む）について

【資料9】

秋田評議員から、資料9に基づき、鳴門教育大学内部質保証の方針に則り実施した自己点検評価について、次のとおり報告があった。

- ・本件は、質保証及び改善向上責任者並びに質保証に係る関連委員会及び関連部署が自己点検評価シートの観点に基づき分析したものを第3回自己点検評価委員会で審議したもの。
- ・各観点の点検結果については、27の観点のうち26が満たしていることを確認した。なお、満たしていない観点は以下のとおり。
 - ・大学院定員の充足

また、資料9別紙に基づき、各領域において、特に優れた成果が確認できる取組と改善を要する事項について、報告があった。

(5) 令和5年度ベストティーチャー賞受賞について

【資料10】

佐古議長から、資料10に基づき、今年度のベストティーチャー賞受賞者を、心理臨床コース 吉井健治 教授，美術科教育コース 栗原慶 教授及び学習指導力・ICT教育実践力開発コース 皆川直凡 教授に決定した旨，報告があった。

なお，授賞式は令和5年10月2日（月）に実施予定である旨，併せて報告があった。

(6) コース長の交代について

【資料11】

佐古議長から、資料11に基づき、数学科教育コース及び算数科・数学科教育コースのコース長の交代について，報告があった。

(7) その他

特になし

- 10月開催の総務委員会及び教育研究評議会の開催は，合同形式により10月11日（水）13時10分から開催予定。